

《こども園での投薬について》

フレンド認定こども園

こども園に登園するお子さんは、集団生活に支障がない健康状態であることが前提となっており、お子さんへの投薬は、法律上の「医療行為」となるため、保護者や医師等ではない保育士が行うことは、原則としてできません。

…そのため、診断を受ける際には、こども園に通っている旨をお伝えいただき、保育時間中に薬を服用しなくてもすむ処方をお願いしてください。

(朝・降園後・就寝前の3回や、朝・夕の2回など)どうしても保育時間中に投薬が必要な場合は、保護者にご来園いただき、投薬していただくことが原則です。塗り薬も同様の対応とさせていただきます。

また、アレルギー疾患(気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎・食物アレルギー・アナフィラキシーなど)のあるお子さんは、「アレルギー疾患生活管理指導表」をお子さんのかかりつけ医に作成していただきます。用紙は別途お渡しします。

なお、症状の変化による処方の変更や、体重の増加による薬の量の変更もあるため、「アレルギー疾患生活管理指導表」は年に1回の更新をお願いいたします。

投薬はお子さんの健康状態に大きな影響を与え、特に慢性疾患をお持ちのお子さんには命にかかわる可能性もある大変重要な行為です。

こども園では、お子さんの主治医及び保護者との連絡を密にし、病状の変化や保育の制限等について共通理解を持つことが求められています。

以上のことをご理解していただき、お薬を預ける必要のある方は個別にご相談ください。